

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号
の利用に関する条例

平成二十七年十二月二十二日条例第四十八号

改正

平成二八年 三月二二日条例第一一号

平成二八年 六月二七日条例第三六号

平成三〇年 三月二〇日条例第七号

令和 元年一〇月 八日条例第二二号

令和 二年一〇月一二日条例第四二号

令和 四年 三月二二日条例第八号

令和 六年 三月一八日条例第八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用に関する条例をここに公布する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号
の利用に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平
成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。) 第九条第二項の規定に基づく個人番号の利用
に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報に係る個人番号の利用等)

第二条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に
掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務
(以下「特定個人番号利用事務」という。) とする。

2 知事又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、法第十九条第
八号に規定する利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

3 前項の規定による利用特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定に
より当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、
当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月二二日条例第一一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年六月二七日条例第三六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年三月二〇日条例第七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一〇月八日条例第二二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一〇月一二日条例第四二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月二二日条例第八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月一八日条例第八号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。（定める日＝令和六年五月二七日）

別表（第二条関係）

執行機関	事務
知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）のうち私立のもの（同条第三号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
知事	高等学校等のうち私立のもの（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条第三号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）における授業料等の負担を軽減するための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
知事	高等学校等を退学した後に、私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

知事	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条第一項に規定する高等学校の専攻科及び同法第七十条第一項の規定により準用する同法第五十八条第一項の規定による中等教育学校の後期課程の専攻科（以下「専攻科」という。）のうち私立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
知事	専攻科のうち私立のものにおける修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
知事	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人が設置する、広島県内の学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部のいずれかに在学している児童生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
知事	B型ウイルス性肝炎又はC型ウイルス性肝炎の患者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
知事	広島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年広島県条例第十七号）による掛金の減額に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	高等学校等のうち国公立のもの（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条第三号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	高等学校等を退学した後に、公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	専攻科のうち国公立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	専攻科のうち公立のものにおける修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第一項の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務を除く。）であって規則で定めるもの

教育委員会	県立学校の授業料等に関する条例（昭和三十一年広島県条例第六号）による授業料等の減免に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	県立の中学校における学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費の援助に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）による修学奨学金及び入学準備金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	高等学校等の教育活動における情報通信機器その他の機器の導入及び情報通信ネットワークの利用に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの